

議案第 56 号

令和 5 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）

補正予算別冊のとおり

令和 5 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和5年度狭山市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度狭山市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,495,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,600,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
12 地方交付税	
	1 地方交付税
17 県支出金	
	3 県委託金
20 繰入金	
	1 特別会計繰入金
21 繰越金	
	1 繰越金
22 諸取入	
	6 雑入
23 市債	
	1 市債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,300,000	575,258	3,875,258
3,300,000	575,258	3,875,258
3,582,277	898	3,583,175
356,829	898	357,727
3,312,314	185,915	3,498,229
67,294	185,915	253,209
600,000	1,605,036	2,205,036
600,000	1,605,036	2,205,036
929,450	353,344	1,282,794
344,230	353,344	697,574
2,027,500	△224,980	1,802,520
2,027,500	△224,980	1,802,520
51,105,020	2,495,471	53,600,491

歳出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	2 徴税費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
7 商工費	1 商工費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	5 社会教育費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,802,119	2,200,783	8,002,902
4,535,626	2,194,913	6,730,539
553,391	5,870	559,261
23,833,735	73,309	23,907,044
11,095,382	43,778	11,139,160
10,520,737	28,934	10,549,671
2,210,574	597	2,211,171
4,564,569	209,998	4,774,567
2,508,558	209,998	2,718,556
706,519	2,530	709,049
706,519	2,530	709,049
2,059,208	2,926	2,062,134
2,059,208	2,926	2,062,134
4,947,232	5,925	4,953,157
791,041	898	791,939
748,667	5,027	753,694
51,105,020	2,495,471	53,600,491

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民会館改修事業費	令和5年度から 令和6年度まで	46,600

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	補正前	540,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	315,020	同 上	同 上	同 上